

# 最低制限価格の決定方法について

平成24年3月

桜井市建設工事等請負業者選定審査会

桜井市では、平成22年5月から建設工事等の入札における最低制限価格の決定にあたって、事後公表ランダム変動方式<sup>注1</sup>を採用してまいりましたが、平成24年度から入札のより一層の透明性向上のため、以下のとおり事前公表に基づく方式に変更いたします。

平成24年4月1日以降に公告又は指名通知を行う案件から適用します。

- 1 「最低制限基準比較価格」<sup>注2</sup>を算定。(算定式は平成23年中央公契連モデル)
- 2 入札公告時または設計図書閲覧時に「最低制限基準比較価格」を事前公表。
- 3 開札会執行時にくじを用いて「最低制限価格算出率」(以下「算出率」という。)を決定。
- 4 「最低制限基準比較価格」×「算出率」＝「最低制限比較価格」<sup>注3</sup>(千円未満切捨て)
- 5 開札を行い、「最低制限比較価格」以上「入札書比較価格」<sup>注4</sup>以下の範囲内で落札者を決定します。

最低制限基準比較価格

(平成23年中央公契連モデル)

## くじによる算出率の決定

(変動範囲100.00%～104.99%)

開札事務従事者が、くじにより以下の～の数字を選定します。

小数点以下二位 0～9

小数点以下一位 0～9

整数一位 0～4

(算出率) 10\_\_\_\_.\_\_\_\_%

最低制限比較価格

(千円未満切捨て)

注1 事後公表ランダム変動方式 = あらかじめ決定した最低制限基準比較価格を入札当日まで封緘し、入札書投函後、開札直前に発表、最小限のランダム変動を行って最低制限比較価格を決定する方式。

注2 最低制限基準比較価格 = 最低制限基準価格 × 100 / 105

注3 最低制限比較価格 = 最低制限価格 × 100 / 105

注4 入札書比較価格 = 予定価格 × 100 / 105